

グループ企業内信託

制度調査部

中田 綾

信託業法の改正

【要約】

2004年12月30日「信託業法」が施行された。それを受けて、「信託業法施行令」「信託業法施行規則」等も同日施行されている。

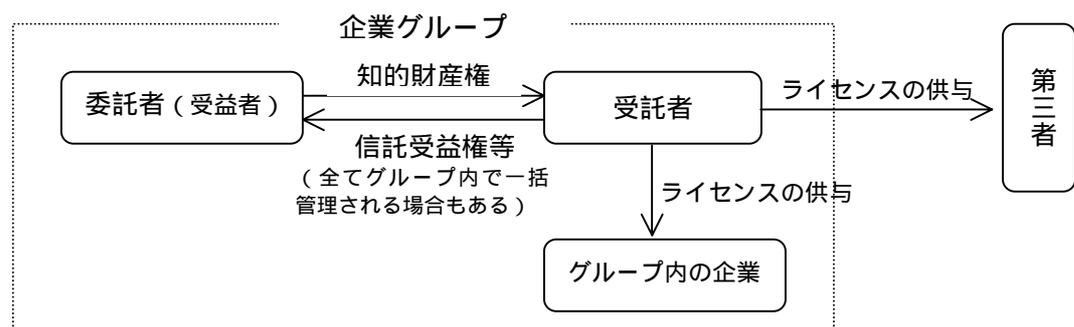
通常、信託業を営む場合は内閣総理大臣の免許を受けなければならないが、知的財産等の集中管理を目的とした同一の会社集団に属する者間における信託（グループ企業内信託）は、内閣総理大臣への届出でよい。

内閣総理大臣への届出は、信託契約ごとに行う必要がある。

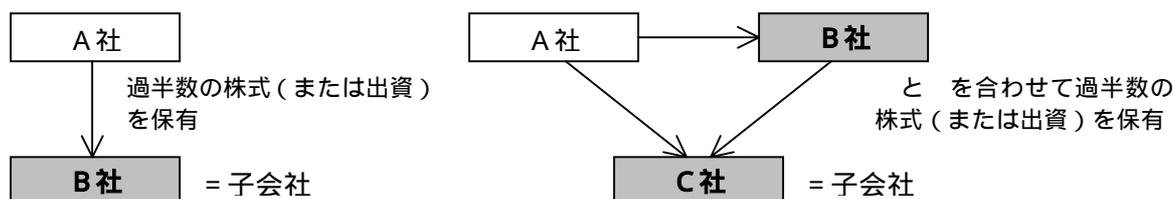
グループ企業内信託

同一の企業集団に属する者間における信託（グループ企業内信託）については、届出のみで信託業を営むことができる。あらかじめ届出なければならないが、信託契約ごとに行う必要がある。グループ企業内信託とは、次の(1)から(6)の要件を満たすものを言う。

- (1) 委託者・受託者・受益者が同一の会社の集団に属する会社であること
- (2) 特定目的会社が受益者である場合には、その発行する資産対応証券（優先出資証券、特定社債券、特定約束手形）を受託者と同一の会社集団に属さない者が取得していないこと
- (3) 次の契約が、受託者と同一の会社集団に属さない者との間で締結されていないこと
 - 匿名組合契約
 - 組合契約
 - 投資事業有限責任組合契約
- (4) 次の有価証券の発行を目的として設立または運営される会社が受益者である場合、当該有価証券を、受託者と同一の会社集団に属さない者が取得していないこと
 - 社債券
 - 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形（いわゆるCP）
- (5) 信託受益権利、資産対応証券、匿名組合契約に係る権利等の権利を担保とする貸付契約が、受託者と同一の会社集団に属さない者との間で締結されていないこと
- (6) ～ の条件を満たさなくなった場合には、委託者及び受益者の同意なく、受託者が任務を辞することができる旨の条件が信託契約において付されていること



(1)の「同一の会社集団」とは、一つの会社及び当該会社の子会社の集団を言うことから、委託者、受託者、受益者は全て会社でなければならない。子会社の範囲は次の通り。



(2)～(4)については、企業グループ外の者が、ピークルを用いて利益を得ることができる場合は、グループ企業内信託とはみなさないことを定めるものである。また、信託設定時の受益者は、信託受益権を、受託者と同一の会社集団に属さない者に取得させてはならない(信託業法第51条以上8項)。

信託受益権販売業者は、グループ企業内信託の受益権を、受託者と同一の会社集団に属さない者に販売、その代理及び媒介をしてはならない。

届出を行ったグループ企業内信託が、前頁に掲げる要件を満たさなくなった場合には、要件(6)に従い、受託者は辞任すべきである。しかし、信託業法第51条4項において、要件に該当しなくなった場合には、「内閣総理大臣は、受託者に対し、3ヶ月以内の期間を定めて受託者でなくなるための措置をとることを命じることができる」旨が定められている。これにより、グループ企業内信託の要件を満たす見込みがある場合や、信託会社に信託を引き継ぐ場合など、受託者が無免許で信託業を営むことが一定期間認められている(注1)。

罰則

次の行為に該当する者は、1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金が課せられる(または併科)。法人の代表者等(注2)違反行為を行った場合は、行為者を罰するほか、法人に対しては2億円以下の罰金が課せられる。

- (1) グループ企業内信託の届出をしない。または、届出書もしくは添付書類の虚偽記載
- (2) 内閣総理大臣による、受託者でなくなるための措置、その他必要な措置の命令違反
- (3) グループ企業内信託の受託者でなくなった旨の届出をしない。または、虚偽の届出
- (4) 参考となるべき報告、資料の提出をしない。または虚偽の報告書、資料の提出
- (5) グループ企業内信託の受託者の営業所などへの検査拒否、妨げ、忌避
- (6) グループ企業に属さない者への受益権の移転

(注1) この点については、高橋康文「新しい信託業法」(2005年、第一法規)178頁参照。

(注2) 法人の代表者、または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者を言う。